

ネットワーク端末賃貸借（令和5年度導入） 機器納入要件

- ◆ 機器選定にあたっては、仕様書のスペックを満たすビジネスモデルのPCベースであること。
納入する機器は900台すべて、同一メーカー・同一ベースモデルであること。
- ◆ 機器納入は、以下の要件を満たすこと。
 - (1) 端末20台を先行納入すること。（納入業者決定後、リース開始予定日の5カ月前までに情報政策課へ納入すること。）
 - (2) 市側で作成したイメージディスクを使い、残りの端末880台へインストール作業を実施。
その後、Windowsライセンス認証及び市側で指定する設定仕様（後日指定、打合せ）に基づき、端末ID、IPアドレス（固定IP箇所がある場合）、プリンタ等の設定を行い、令和5年10月1日から順次、指定場所へ配付、配置すること。
 - (3) 端末は、後日市が提供する（別紙）「ネットワーク端末賃貸借（令和5年度導入）設置一覧」のとおり指定場所へ配布、設置すること。
 - (4) 納入する際には、端末本体、電源アダプター、マウス、付属品を分類すること。機器の梱包材料等は、持ち帰り廃棄すること。
- ◆ 賃貸借契約期間が満了したときは、すべての納入機器・ソフトウェアを発注者に無償で譲渡するものとする。
- ◆ 全端末の機器固有情報（メーカー・型番・機器シリアル）をまとめ、Excel等の電子データを提供すること。
- ◆ 本体表裏両面に納入業社名／リース期間（開始～終了）に併せ、市の指定する端末名等の必要な情報をラベルに記載して貼付けし、納品すること。（詳細は別途指定）
- ◆ ユーザー登録や保証書の記入等の納入に必要となる書類の記入、登録の手続き等を行い、ファイリングして納入を行うこと。
- ◆ 入換後の旧端末について、設置箇所まで回収し、市の指示に従ってディスクシュレッダーを行うこと。
- ◆ その他、機器設定や納期等について市の要望に対し、柔軟に対応すること。